

平成 2 2 年度

第 3 回

徳島県国土利用計画審議会

議事の概要

1 開催日時及び場所

平成22年 12月 2日（木） 午後1時30分から午後2時30分
県庁10階 大会議室

2 出席委員

岡田会長，村上会長職務代理，小林委員，岡崎委員，近藤委員，荒川委員，
上垣委員，端野委員，富永委員

以上9名出席

3 開会

事務局（定数報告）

定刻が参りましたので，ただ今から第3回徳島県国土利用計画審議会を始めたい
と思います。本日15名の定数の内，9名の委員の皆様方にご出席いただいております。
当審議会設置条例第5条第3項に規定する定足数に達しておりますことをご
報告させていただきます。それでは，審議会の開催にあたりまして，県土整備部長
からご挨拶を申し上げます。

県土整備部長

会長をはじめ，委員の皆様には県政全般に対しまして，ご指導をいただきき本
当にありがとうございます。また，本日は三回目の会議ということで土地利用基本計
画の審議につきまして，熱心にご討議いただいております。本当にありがとうございます。

この計画の上位計画でございます徳島県国土利用計画につきましては，本年3月
に10年ぶりに改定をさせていただいているところでございます。人口減少，少子
高齢化など時代の大きな変化の中で，土地利用をめぐる状況も大きく変わってき
ております。それを受け，国土利用計画におきましては，これまでの量的な土地の需
給調整から土地利用の質的向上，更には総合的なマネジメントの視点により，更
に県民が県土づくりに積極的に関わっていくという視点を取り入れたところでござ
います。

そういったものを踏まえまして，今この土地利用基本計画について見直しする作
業をすところでございます。その計画につきましては，個別規制法の運用，ある
いは諸計画の総合調整につきまして指針となるべきものであり，今後長期にわたり
土地行政におきます大きな方針となるべきものでございますので，本日十分なご審
議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭の挨拶
とさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。それでは、当審議会設置条例第5条第2項によりまして、「会長は、当審議会の議長となる。」と規定されておりますので、以降の議事進行につきましては会長よろしくお願いいたします。

4 議事

会長

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。座って進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。本日の審議案件でございますけれども、第1は引き続きまして「徳島県土地利用基本計画の変更について」ということでございます。これまで、二度のご審議を経まして、前回の会議におきまして概ね変更案の内容につきましては、皆様のご了解をいただいております。前回のご意見に対しまして、まず変更案の修正部分につきまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

事務局

私の方から、変更に関しまして説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。それでは、説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

- ・ 審議会次第
- ・ 配席表
- ・ 出席委員名簿

諮問案件に関しましては、

- ・ 資料1 徳島県土地利用計画書
- ・ 資料2 事務案から答申案への変更箇所
- ・ 資料3 土地利用基本計画の変更について
- ・ 資料4 徳島県土地利用基本計画書の構成に係る新旧比較
- ・ 資料5 徳島県土地利用基本計画書（変更案）概要図
- ・ 資料6 平成22年度第2回徳島県国土利用計画審議会 議事概要
- ・ 資料7 土地利用基本計画図
- ・ 資料8 徳島県土地利用基本計画変更スケジュール

報告案件に関しましては、

- ・資料1 県土利用の推移と徳島県国土利用計画（第四次）の面積目標値について
- ・資料2 林地開発許可継続箇所

を、お配りしております。

足りない資料はございませんでしょうか。

事務局

それでは、続きまして本日の議題の1であります「徳島県土地利用基本計画書の変更の答申案」について、ご説明申し上げます。

まず今回の答申案は、前回までのご議論等を踏まえまして、前回の「事務案」を更に改訂させていただいたものです。その全文が資料1となりますが、今回のご説明は資料2の変更箇所の対照表にて行わせていただきます。

この対照表に関しましてはページ数が大部となりますので、今回の変更箇所の部分のみを抽出したものです。

また、時間の都合もございますので、単なる字句の書き間違いの訂正等については、説明を割愛させていただきます。

まず2頁をお開きください。最後の段落の（ア）の2行目でございます。前回の会議におきまして委員から、ここの部分に「の」が多すぎるという点も含めまして、文章上しっくりこない部分があるということで、少し書き換えのご意見がございました。

旧の文を見ますと、「頻発」と「対応」が対となって「地域ごとの特性」の例示となっているように書いたつもりですが、そう考えますと「集中豪雨の頻発」は県の「特性」でも、「切迫性の高まり」への「対応」が県の「特性」というのは、少しおかしいと気がつきましたので、「への対応」を削らせていただき、「切迫性の高まり」自体が「特性」に繋がるように改変しました。また同時に「の」の数も少し減らしたところでした。

続きまして、4頁ですが、下から3行目にあります「きれいな水環境」の記述です。これも前回委員からのご指摘で、「きれいな」という言葉が、「美しい」という意味なのか「水質が良い」ということなのかわかりにくいとのご意見がございました。この記述は1回目の審議会におきまして、下水道に関するご意見がございましたので書き加えさせていただいた部分です。

ですので、水質のことを念頭に加えた部分ですが、「良好なまちなみ景観」と対にしていまいましたので、景観の関係の記述のように見えてしまっておりました。そこでまず、景観の記述と切り離しました。また、「豊かな」という言葉を加えま

して、あくまで水自体が「きれいで豊か」であるということを明確にいたしました。「きれい」が水質を、「豊か」が水量を表しております。

5 頁は「等」を加えたのみです。

6 頁ですが、ここも、委員から、一番上の「東部地域」の 8 行目からの記述が都市のどの地域を指すのかわかりにくいというご指摘がございましたので、明記したものです。

また、その段落の最後のところ「誘導を推進する」という記載を「誘導を図る」に変更いたしました。

続きまして 7 頁です。1 1 行目ですが、「洪水時に」を「洪水時の」に書き換えました。これは「土砂災害の発生」と「浸水」が対となって、その後の「おそれ」に係ることを明確にしたものです。

最後に書き加えました湧水と地下水の塩水化の記述は、前回の審議においてお二人の委員からいただきました、湧水、塩水化のご意見を受けたものです。「南部地域」の記述についてのご意見でしたが、東部地域の問題でもございますので、こちらにも記述しました。

8 頁に移りまして「南部地域」の冒頭ですが、委員のご指摘を受けまして各地域の出だしを統一するため、書き改めました。

2 段落目の 4 行目ですが、四国横断自動車道に加えまして阿南安芸自動車道を明記しました。これは前回のご意見等を参考にさせていただいたものです。

その次にあります海部郡の町名のところですが、「那賀町」と「海部郡」というふうに町と郡が並んでいることの違和感のご指摘がございました。ここは最初内部の協議の時にも悩んだところで、海部郡の 3 町を羅列するのも芸がないということで、郡でまとめたものです。今回のご指摘を受けまして、やはり全町名の記載は少し格好が悪いので、「各町」という記述でまとめさせていただきました。

次に 9 頁です。最後の部分の地下水の塩水化の書き加え部分は、東部地域と同様の理由によります。なおその上の湧水に関する記述ですが、前回、9 頁左側の下から 3 行目にあります以前の文章の「節水や水の循環利用の促進、安定した水資源の確保等」という部分を、「安定した水資源の確保のための節水や水の循環使用」と書き変えてはどうかというご意見がございました。

実はこの前半の「節水や水の循環使用」は水を大事にし無駄にしないという水の需要マネジメントのことで、後半の「安定した水資源の確保」は安定的な水の確保という水の供給マネジメントのことを分けて対にして書いております。

ご指摘を受けまして、再度検討しましたところ、前の部分の「節水や水の循環使用」が具体的な施策であるのに、後半の「安定した水資源の確保」の記述が大きな意味合いで包括的な言葉遣いとなっていることが、ご指摘を受ける一つの原因とな

っていると考えられました。そこで「節水や水の循環使用」のところを、「水利用の合理化や節水意識の高揚」と書き換えさせていただき、「水の需要マネジメント」を意識した大きな表現に変更いたしました。同時に少し「渇水」の位置など、言い回しも変えてあります。

また、委員のご指摘の、那賀川における長安口ダムのゲート改良等の水資源開発的なことがイメージできる大きな記述をしたらどうか、とのご意見に関しましては後半部分に「既存施設の有効活用」との記述を加えさせていただきました。

次に10頁です。真ん中から少し下の「にし阿波観光圏」ですが、事業名であるということで、長期的な計画にふさわしくないという意見があり、削除いたしました。その下の「また」を「加えて」に書き換えましたのは、確認段階で「また」が2回続くことが発見されたからです。

「とらえ」に関しては字句の統一のためです。

12頁は、頭に「また」を入れないと繋がりが悪いためです。

13頁ですが、「コンパクトなまちづくり」がわかりにくいというご意見がありましたので、特徴的な事例を頭に記載してイメージしやすくしました。「コンパクトなまちづくり」とは、「コンパクトシティ」とほぼ同義です。元々は主にヨーロッパで取り組まれているまちづくりの理念ですが、細部までいいますとそれぞれバリエーションがあるようで、明確な定義が確立しているようではありませんので、典型的な想定事例をもとに書き加えさせていただきました。

次に14頁の森林の記述です。まず、9行目に加えました「無秩序な開発や県土資源の争奪」の記述は、第1回目の審議会でも多くの意見が出ました、将来における外国資本の森林買収の懸念を念頭に置いた方向性として加えたものです。また、これらは水源のかん養というこの項目の最後の記述にも繋がるものと考えております。

これらの方向性を受けまして、その真下、次の段落に現在県が進めております「森林の公有林化」等に関します記述を書き加えさせていただきました。

次のアの保安林の記述にあります、条文の書き加えにつきましては、国の方から改正による条文のずれがある旨の指摘がございましたので、書き加えたものです。

次の15頁の書き換えは、先ほどの森林を守るという方向性を、水源かん養に関して書き加えた記述であることは、第1回の会議でご説明させていただきましたが、その後、多くのご意見をいただきましたので、許可に当たって健全な水循環系の確保に支障を及ぼすことがないように、適切な判断をするという記述を加えました。

この場合の「健全な」とは、流域を中心とする一連の水の流れの過程において、人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切に確保されている状態を意味します。

なお、委員からもっと具体的な方向を示してはとのご意見がありました。現在の森林法の規定がこうなっておりまして、上位計画という性格上、大きな視点を記述しますので、その具体的な許可判断基準は下位計画に委ねるべきと考えております。

最後に16・17頁ですが、これは字句の記載ミス訂正です。

以上が事務案から今回の答申案への訂正箇所です。

続きまして、各市町村からの意見についてです。前回の審議会におきまして、事務段階の意見として2市町からのご意見をご紹介いたしました。その後県の考え方について、当該市町に回答いたしましたところでは。

今回、正式に「法」に基づきます照会を行いましたところ、やはり同じ2市町から意見がございました。

まず、阿南市からのご意見ですが、前回は意見というよりご質問でありましたが、今回は「上位計画として個別規制法による各種計画と整合を保ち、適切な土地利用規制に関する措置が講じられるよう努めること」という、ご要望です。計画そのものの内容に対するご意見ではありませんでした。もちろん、各個別法の区域の調整の目的のために策定することとされている計画ですので、ご意見の趣旨は当然反映しておりますが、計画の内容に関しますご意見ではございませんので、今後の計画の運用に関するご要望として承ったところでは。

続きまして、松茂町からのご意見は、前回と意見自体は全く同一です。意見自体は同じですので、県の考えも前回ご説明したものと一緒です。

私の説明は以上でございます。ありがとうございました。

事務局

それでは引き続き、私の方から当審議会のご意見を踏まえまして、改めて全体のまとめをご説明したいと思います。

座って説明させていただきます。

資料5の徳島県土地利用基本計画書（変更案）概要図の1枚もので説明させていただきますが、それと資料4の新旧比較をときどき参考にさせていただきます。

はじめに、概要図の表記についてでございますが、黒文字と赤文字のものがございます。

赤文字は平成10年に策定した計画を変更する箇所でございます。赤文字の下に、アンダーラインが引いてある箇所は当審議会でのご意見を踏まえ、修正等を行った部分であります。

それでは内容に入ります。

本基本計画の性格としては、最上部に横長の囲みで書いてありますが、まず国土

利用計画を基本とするということでもあります。

次に、本基本計画は各個別規制法による地域区分の上位計画となるということでもあります。

そして、この基本計画をもとに各個別法が運用されていきますので、各個別計画の総合調整機能を担うものであります。

また無秩序な土地利用が懸念される土地取引等については、直接的に規制の基準となるものであります。

次にこの計画の構成ですが、主たる部分は第1と第2の2つの章に分かれております。第1の土地利用の基本方向については、1の県土利用の基本方向と2の地域類型別の県土利用の基本方向から構成されており、一点鎖線で区切られた部分であります。この部分は、主に国土利用計画を要約した部分となっております。

1の(2)の基本方向では、国土利用計画において、土地需要の量的調整、県土利用の質的向上に加え、新たに「県土利用の総合的なマネジメント」を追加したことを受け、土地利用基本計画においても、基本方向のウとして、「県土利用の総合的なマネジメント」を加えております。

次に、2の地域類型別の県土利用の基本方向も国土利用計画の要約となっておりますが、今回のポイントといたしましては、都市における「コンパクトなまちづくりの推進」、農山漁村の「多様な主体の参画」等があげられるところでもあります。

特に、都市については、当審議会においてご意見が出た、「コンパクトなまちづくりの推進」を進めるための「魅力ある計画づくり」や、「きれいで豊かな水環境の創造」など、「水辺空間等に配慮した環境形成」に関する部分を修文しております。

続いて第3の地域別の土地利用の基本方向であります。

平成10年の基本計画では、国土利用計画の第三次計画の地域区分を受けまして、「東部地域とその他」という2区分、すなわち、都市的な地域とそれ以外という分け方でありましたが、今回は国土利用計画の第四次計画の考え方、「東部・南部・西部」の3地域区分として分けていたものを踏襲しております。

また、国土利用計画では地域ごとの数値目標を中心にした記述であった関係上、それぞれの地域にあてはめた土地利用の誘導の方向性は、本計画の方で詳しく記述したものであります。

この審議会においても、各委員から多くのご意見をいただいた部分でもあります。

まず、東部地域では、県都徳島市など、県下で最も都市的土地利用が進んでいる区域を含むとともに、その周辺に優良農用地も多く県産ブランド品目の主な供給地ともなっている地域ですので、それらの特徴を活かした土地利用の方向性を記述したところです。

また、当審議会でご意見をいただきました、湧水対策や地下水の塩水化対策につ

いては、本文では、東部・南部地域に記述をしましたが、この概要図では代表して、「渇水対策・適切な地下水管理」を東部地域に記述をしているところでもあります。

次に、南部地域では、第1回及び第2回の審議会でもご意見がありました野生鳥獣の保護と個体数管理に関する方向性、並びに台風や集中豪雨への対策も追加して記述したところでもあります。

最後に西部地域ですが、にし阿波観光圏を目指した観光資源を活かした交流の促進や歴史的景観の保護、あるいは剣山などの優れた環境資源の保全と共生などを土地利用の方向性として記述したところです。

また、当審議会でご意見をいただきました、景観に関する取組は、まさに県土利用の総合的なマネジメントを実践するものであり、本文では各地域に記述いたしましたが、特に西部地域においては、三好市景観計画策定審議会の中で積極的な取組がなされておりますので、この概要図の中で、代表して記述したところでもあります。

ここで資料4を見ていただきたいんですが、2頁から3頁にかけて、今私が申し上げたことを、赤字で書いております。赤字で書いている中で、左から三列目の真ん中に波線で引っ張っているところが審議会の委員の皆様方のご意見を踏まえて修正したところでございます。

続きまして、資料5の右半分に移りまして、4の土地利用の原則であります。

特に、土地利用の原則につきましては、個別法により詳細な定めがあり、具体的な基準については適宜それら個別計画の改正などで対応されていることもあり、基本的な原則を示す本計画では、大きく記述は変わることはない部分ですが、特に今日的な問題などを念頭に、いくつかの新たな方向性を書き加えております。

まず(1)の都市地域ですが、先ほどの2の地域類型別の基本方向の「都市」の記述にもありました、コンパクトなまちづくり等を念頭に「市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制」という方向性を掲げております。

次に(2)の農業地域におきましては、昨今の耕作放棄地の問題を受けまして、「耕作放棄地の発生抑制と農用地の有効利用等」の方向性を加えております。

また、森林地域におきましては、当審議会でも多くのご意見が出されましたが、最近、北海道や他県などで問題となっております、外国資本による水源林の買収や、森林の持つ公益的機能を踏まえまして、「無秩序な開発や県土資源の争奪を防ぐための公有林化の推進」、「健全な水循環系の確保のための、保安林指定の検討や開発許可に際し適宜条件を付加する等」を新たに付け加えております。

以上が主な方針でございます。

最後に第2の調整指導方針につきましては、五地域の重複する場合の優先順位などを定めたものであります。

例えば、「都市地域と農業地域とが重複する場合」の例を言いますと、「市街化区

域及び用途地域以外の都市地域と農業地域とが重複する場合は、農用地としての利用を優先する」等の記述をしております。

この部分は、基本的には現行計画を踏襲しております。

以上が、今回の変更の概要でございます。

(質疑)

会長

それでは、答申案その他に対して、ただ今ご説明あったところでございますけど、このことについて、何かご質問ある方はございませんでしょうか。

委員

小さいことで申し訳ないんですが、資料2の6ページですね。この前送ってもらったのを読んでたんですが、ちょっとひっかかったことがあります。6ページの直されております、右の方の東部地域の、この「誘導を図る」の上に「広域的な視点や地域住民など多様な主体による意見が反映される手順による」の「意見が反映される手順」の手順というのがよく分からないんですが、どういう意味でしょうか。

事務局

具体的に言えば、景観計画の策定で使われている、例えばワークショップとかですね。前に国土利用計画でプロセス管理を記述しておりまして、それをちょっと日本語的にしたということであります。

委員

ちょっと読んでおりましたらですね、「意見が反映される手順」ていったらどういう意味かなって思いました。

事務局

これは第一回目の審議会で申し上げたんですけど、平成17年施行の景観法につきましては住民の参画による景観づくりという部分が強く打ち出されておるわけなんです。特に私どもの総合的なマネジメントというのは、そういった意味合いでこの土地利用基本計画に加えさせていただきましたので、住民が参画して意見が反映される、そこらの手続きのプロセスを重要かつ大切にしたいという意味合いで加えさせていただきました。

委員

私が理解してないだけで、事務的に分かればそれでいいことなんですが…

もう一点は資料1の6頁の(3)の西部地域のところですけど、送ってもらった資料をもう一度読み直していたんですね。西部地域の第1行目、「西部地域では、農林水産業については」となっているんですが、水産の「水」が全然この文章に出てきてないんですね。というのでちょっとどうなのかなと思ひまして。

事務局

今のご指摘につきましては、私どもは農林水産部とかいうふうに水産は慣用的に使っているんですが、ご指摘を踏まえまして確かに西部地域は中山間地域がほとんどなので、海岸線がございませぬので農林水産部とも協議して詰めたと思います。

委員

私も批判しておるのではなくて、読んでみておりましたら、水産関係がないということに気がつきまして、今日ちょっとそのことをご指摘しようかなと思ったんです。結構でございます。慣例に従ってですね、やっていただいて結構です。ありがとうございます。

会長

それではただ今のご意見につきましては、事務局で検討していただいて、つきましては会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

異議なし

会長

他にございませぬか。

それでは、審議も出尽くしたようでございますので、これを持ちまして、本日の審議案件の審議を終了したいと思います。

他に何かございませぬか。

それでは、無いようですので、徳島県土地利用基本計画の変更の答申案については今回の案を適当と認め、その旨、知事に答申したいと思います。いかがでしょうか。

異議なし

会長

それでは、ご異議がございませんので、知事に答申することといたします。

なお、答申の文案でございますが、従来の取扱いによりますと会長及び会長職務代理に一任ということになっておりますが、いかがでしょうか。

異議なし

会長

それでは答申の文案を朗読させていただきます。

「徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県国土利用計画審議会会長

徳島県土地利用基本計画の変更について（答申）

平成22年10月29日付け用第100056号で

当審議会に対し諮問のありました

徳島県土地利用基本計画の変更について、別紙のとおり答申いたします。」

ということでございますが、いかがでしょうか。

異議なし

会長（決定）

特に異議はないようですので、このように答申することにいたします。

会長（答申）

それでは、この文案で、後日私の方から知事に答申したいと思います。

会長（スケジュール確認）

それではこれを持ちまして、徳島県土地利用基本計画の変更についての審議を終了します。

それでは、事務局から今後の日程について説明してください。

事務局

それでは続きまして私の方から、土地利用基本計画の変更に関します今後のスケジュールを説明させていただきます。資料8をご覧くださいませでしょうか。

前回で説明させていただいたのと同じものなのですが、今回12月2日の国土利

用計画審議会での答申案の決定予定というところまでできております。

前回からのスケジュールでいえば、11月下旬に市町村長への意見照会が終わったということがございます。次に平成23年になりまして、2月の下旬に国土交通大臣に法律による本協議をいたしまして、その同意をいただくことになっております。その同意がありましたら、3月に計画を策定いたしまして、その内容を県報で公表するというので、スケジュールは全て終了となる予定です。

以上でございます。

会長

それでは、これで本日予定しておりました審議案件は終了いたしました。

引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。

まず1件目の報告案件でございます、「県土利用の推移」について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

昨年度の審議会で、「計画のフォローアップの必要性」についてのご意見がありました。このため、報告案件として、「県土利用の推移と徳島県国土利用計画（第四次）の面積目標値」について説明させていただきます。

同計画の基準年次は平成17年、目標年次は平成30年ですが、この資料は、平成17年から平成20年までの3年間における本県の土地利用の推移を中心にとりまとめたものでございます。

なお、このうち、農用地、森林などの地目区分別の面積の推移につきましては、県が実施しております「土地利用現況把握調査」の結果によるものでございます。

まず、「1頁の1の県土利用をめぐる大きな流れ、（1）自然的土地利用から都市的土地利用へ」をご覧ください。下のグラフは、本県の土地利用の推移を表しており、棒グラフが自然的土地利用、折れ線グラフが都市的土地利用となっております。

昭和50年から30年間の本県の県土利用の推移を見ますと、農用地や森林等の自然的土地利用から、住宅地、道路用地等の都市的土地利用への転換が大きな流れでありましたが、平成17年から平成20年の間における土地利用転換量は、縮小傾向にあります。

次に、2頁の（2）の人口減少社会の到来をご覧ください。このグラフは本県の人口の推移と国立社会保障・人口問題研究会の予測に基づく将来推計を表しております。人口については、基準年次である平成17年から、目標年次である平成30年にかけて約5万人の減少を見込んでおります。

また、世帯数については、平成17年から平成30年にかけて、約3千世帯の減少を見込んでおります。

なお、グラフに記載はございませんが、平成22年の数字を申し上げますと、人口は79万8千人の見込みに比べて、78万4千人と予想より速い速度で減少しており、世帯数は、29万8千世帯の見込みに比べて、31万世帯と予想以上に増加しております。人口の社会減と単身世帯の増加が、国立社会保障・人口問題研究所が予想している以上に発生しているものと思われま

す。これらの数字の差異につきましては、計画策定より概ね5年後に行うことを予定しております、「総合的点検」において、考慮する必要があるものと考えております。

次に3頁の(1)の農用地をご覧ください。

農用地とは、耕作の目的に供される土地であります。農用地の面積は長期的推移では、30年にわたり減少しており、主として、住宅地やその他の宅地、道路等へ転換されてきました。農用地は、平成12年から17年の5年間に年平均440ha減少しておりましたのに比べて、経済情勢の変化等により、平成17年から20年の3年間では、年平均300haの減少となっております。今後、耕作放棄地対策等を実施することにより、この減少傾向を緩和していく計画であります。

次に4頁をご覧ください。(2)の森林であります。

一般的に、森林は、集団となって生育している木竹及びその土地(林地)と定義されておりますが、当計画では、国有林と民有林を合わせたものを森林としております。森林の面積は平成以降大規模開発による住宅・工業用地、レジャー用地の需要や採石、土砂採取目的による開発行為により減少しておりましたが、近年はこれらの開発行為が減少したため、基準年次以降、ほぼ横ばいで推移しており、概ね見込みどおりの変動率であります。

5頁の(3)の原野をご覧ください。

原野は、森林以外の草生地から採草放牧地、林野庁所管の国有地を除いた土地でありまして、本県では、県土の約0.2%を占めております。右側のグラフをご覧ください。平成17年の基準年次以降、ほぼ横ばいで推移しております。

6頁の(4)の水面・河川・水路をご覧ください。

水面・河川・水路の構成は水面は天然湖沼、人造湖及びため池であります。なお、県内で天然湖沼として統計データに表れますのは、海陽町の海老ヶ池、18haのみであります。河川は河川法に定める一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用・用排水路であります。「水面・河川・水路」の面積は、毎年約0.2%程度の漸増傾向にあり、ほぼ目標どおりの数値で推移しております。

7頁をお開きください。(5)の道路であります。

道路は、一般道路、農道及び林道により構成されます。道路面積の推移は、広域交通ネットワークの形成等を進めるとしておりますけれども、都市化の動きと歩調をあわせたものであり、住宅地及びその他宅地の推移とよく似た動きをしております。なお、道路面積については、道路統計年報等の統計的な手法により把握しておりますが、その増加分の大部分は、市町村道の増加によるものと考えております。

8頁の(6)の住宅地-1をご覧ください。

住宅地とは、現に住宅が建設されている土地であります。住宅地の面積は、長期的推移においては、徳島県国土利用計画(第一次)以降、第四次計画の基準年次である平成17年まで人口・世帯数の増加に伴い増加を続けてまいりました。平成20年においては、平成17年から142 ha、割合で申しますと1.5%増加しております。しかしながら、今後は世帯数が減少に転ずることから、面積の伸びは鈍化するものと考えております。

9頁は住宅地の面積に係る参考資料であります。

10頁の(7)の工業用地をご覧ください。

工業用地は、一般には工業生産を行うための土地のことではありますが、国土利用計画では、従業員10人以上の事業所の敷地を工業用地としております。その目標面積につきましては、ほぼ横ばいの1,090 haを見込んでおりますが、平成17年から平成20年の3年間においては、近年の経済状況を反映し、38 haとわずかに減少しております。

11頁をお開きください。(8)のその他であります。

その他は農地や住宅地など前述の利用区分にあたらぬもので構成され、具体的には公園・緑地、港湾・飛行場等の交通施設用地、学校用地、ゴルフ場用地等が含まれます。その他の面積は基準年以降微増しており、今後も同様の動向が続くと考えられます。

12頁の(9)の全県土をご覧ください。

県土面積は埋立により、継続的に増加を続けております。

以上で、県土利用の推移と国土利用計画における面積目標数値についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。それではただ今の報告の件につき何かご質問ございませんでしょうか。

質問なし

会長（報告案件 2）

それでは特に質問もないようですので、引き続き報告案件の 2「林地開発許可を受けた開発行為」につきまして県からの説明をお願いします。

事務局

それでは林地開発許可制度に基づきます、開発許可地の状況につきまして説明をさせていただきます。報告資料 2 に基づきまして説明させていただきます。

現在県内で、林地開発許可を受けまして開発行為を行っている箇所が 45 箇所ございます。その 45 箇所におきまして開発されている森林の面積が、総面積でございますけれども 3,971,900 m² となっております。それぞれの箇所につきましては、次の A3 サイズの林地開発許可地位置図に位置を記してございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。それではただ今のご報告の件につき何かご質問ございますでしょうか。

委員

ものによっては古い開発許可で 30 年近く経つのもあるかと思うんですが、これは開発許可制度というのは、開発者が「止めます」という申し出がなければずっと継続していくんですか。

事務局

開発行為者が開発申請してきたとおりに、「もう開発が終わりました」ということになればですね、開発行為者の方から「完了しました」という届出がなされます。それに基づきまして、その計画どおりにできてるかどうかを見まして、できていれば完了という形になります。

委員

この不景気ですから、当初そういう意思はあったんでしょうけど、ほったらかしで何にもしていないというような状況での計画もあるということになるわけですね。

事務局

今のところですね、何にもしてないというところはないです。最低限の防災施設ですとか、土砂が流出しないとか、そういったものをした上で、業者の方から…

委員

定期報告書みたいな何かがあるわけですか。

事務局

中止届みたいな形でいただいております場所と、許可はとってますけど全然さわってないという場所もございます。

委員

以前も申し上げたんですけど、県外から来られた場合ですね、特に鳴門の橋のあたり、ものすごく目につくわけですね。私が徳島に来てから45年間ぐらいずっとそういう状態で、何とかならないものかと思うんです。たとえば多少終わったところは緑化し、目につかないようにするとか、そういった景観に配慮した対応を指導することなど、その辺はできないんですか。

事務局

事業計画の中で法面とかの吹きつけがある場合、得てして採石とかをする場合でしたら、法面が高くなりますので、後でするといって、なかなか施工性が悪くなります。ですから事業者に対しては、「終わった段階からやれるところは緑化するなり、吹きつけをして終わってくださいね」、「後々、できないって形にならないでください」という指導はしております。ただ採石をしますとやっぱり岩になりますので、吹きつけしてもなかなか緑化できないという現状はございます。

委員

はい。分かりました。

会長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

それでは質問も出尽くしたようでございますので、報告案件の2についての質疑を終わらせていただきます。

会長（閉会）

それでは、これで本日予定しておりました議題は全て終了しました。これをもつ

て閉会いたします。ありがとうございました。

事務局

会長，ありがとうございました。最後に県土整備部長からお礼を申し上げます。

県土整備部長

会長はじめ，委員の皆様にはご審議の上，答申案を決定していただきまして本当にありがとうございます。これで上位計画である国土利用計画と，この計画によりまして土地利用の指針ができたということでございまして，我々もこれに基づいてしっかりした運営をしていきたいと思っているところでございます。

改めまして，皆様には10年に一度の計画改定ということで，昨年からご審議いただいております。本当に感謝するとともに，今後ともご指導していただきますことを，お願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

午後2時30分 閉会